

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【公開番号】特開2015-16958(P2015-16958A)

【公開日】平成27年1月29日(2015.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-006

【出願番号】特願2013-144624(P2013-144624)

【国際特許分類】

B 6 6 C 23/02 (2006.01)

F 0 1 D 25/00 (2006.01)

【F I】

B 6 6 C 23/02 B

F 0 1 D 25/00 X

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月6日(2016.5.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポストと、

このポストに対して水平方向に旋回可能に取り付けられ、前記ポストを中心として互いに反対方向に延在する一対のアームと、

これら一対のアームにそれぞれ走行可能に取り付けた巻上装置とを備え、

前記一対のアームが互いに固定されていて、一方のアームと他方のアームとの位置関係が不变であることを特徴とする荷役機械。

【請求項2】

請求項1の荷役機械において、前記一対のアームは、旋回中心を挟んで180°反対側に延在していることを特徴とする荷役機械。

【請求項3】

ターピンケーシングと、

このターピンケーシングを支持する支持部材と、

前記ターピンケーシング又は前記支持部材に設けられ、請求項1又は2の荷役機械の前記ポストを取り付けるベースと

を備えたことを特徴とするターピン設備。

【請求項4】

ターピンケーシング又はこのターピンケーシングを支持する支持部材に請求項1又は2の荷役機械を設置し、

前記一方のアームの前記巻上装置を用いて前記ターピンケーシングに対する部品の荷役作業をする一方で、前記他方のアームに設けた前記巻上装置を用いて仮置き場に対する荷役作業をする

ことを特徴とするターピン部品の分解組立方法。